

大阪証券取引所とのデリバティブ市場の統合に伴う定款等の一部改正について

平成25年12月18日
株式会社 東京証券取引所

当取引所は、定款等の一部改正を行い、平成26年3月24日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、当取引所のデリバティブ市場を株式会社大阪証券取引所（以下「大証」といいます。）のデリバティブ市場に統合するにあたり、当取引所のデリバティブ市場に関する諸規則を廃止するとともに、現物市場における取引参加者制度の見直しを行うなど、所要の改正を行うものです。

改正の概要は以下のとおりです。

I. 改正概要

(備 考)

1. 大証とのデリバティブ市場の統合

(1) デリバティブ市場の統合に伴う関連諸規則の廃止等

- ・大証とのデリバティブ市場の統合に伴い、当取引所のデリバティブ市場を閉鎖することから、関連諸規則を廃止等します。
- ・当取引所のデリバティブ商品は、統合後も大証のデリバティブ市場において取引を継続しますが、S&P/TOPIX150先物取引、東証電気機器株価指数先物取引、東証輸送用機器株価指数先物取引、S&P/TOPIX150オプション取引及び中期国債先物オプション取引については、統合後大証における取引を行わないこととします。

- ・国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例等を廃止する規則等

(2) 取引参加者制度

a. 取引資格

- ・当取引所の取引資格は、有価証券の売買を行うための取引資格とし、現物取引資格、国債先物等取引資格、指数先物等取引資格及び有価証券オプション取引資格は廃止します。なお、施行日の前日における当取引所の現物取引参加者は、施行日に取引資格を取得するものとします。
- ・取引資格の取得審査に当たっての財務基盤に係る純財産額の基準は、5億円以上であり、かつ、資本金の額を上回っていることとします。

- ・取引参加者規程第2条第1項
- ・取引参加者規程付則第3項

- ・取引資格の取得審査に関する規則第2号

b. 基本料

- ・総合取引参加者（当取引所の取引資格を有する者）の基本料の額（月額）は40万円とします。ただし、当該総合取引参加者が前月の当取引所の市場における取引において、JASDAQに上場する株券等に係る注文を行った場合には50万円とします。

- ・取引参加料金等に関する規則別表第1

c. 国債先物等取引参加者の信認金及び取引参加者保証金	・取引参加者規程付則 第6項
・国債先物等取引参加者のうち、施行日に大証の国債先物等取引資格を取得する者が、施行日の前日に当取引所に預託している信認金及び取引参加者保証金は、当取引所が、当該者に代わって、信認金については施行日に、取引参加者保証金については施行日の属する月の翌月25日に大証に預託することとします。	
2. 東京証券取引所自主規制法人の名称変更	・取引参加者規程第4 4条の2第1項等
・東京証券取引所自主規制法人の名称が「日本取引所自主規制法人」に変更されることに伴い所要の改正を行います。	
3. その他	
・その他所要の改正を行います。	

II. 施行日

- ・平成26年3月24日から施行します（東京証券取引所自主規制法人の名称変更に伴う関連諸規則の改正を除く。）。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成26年3月24日に施行することが適当でないとき当取引所が認める場合には、当該日以後の当取引所が定める日から施行します。
- ・東京証券取引所自主規制法人の名称変更に伴う関連諸規則の改正は、平成26年4月1日から施行します。

以上